○滝沢市鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則

平成31年3月26日規則第10号

滝沢市鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)に基づく事務のうち、岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例(平成11年岩手県条例第62号)の定めによるところにより滝沢市が処理することとされたものの施行について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行令(平成14年政令第391号)及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(鳥獣の捕獲等の許可の申請)

- 第2条 省令第7条第1項の規定による申請のうち、鳥獣の捕獲等の許可の申請は、鳥獣の捕獲等 許可申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて行うものとす る。
  - (1) 被害状況調書(様式第2号)
  - (2) 有害鳥獣捕獲等実施計画書(様式第3号)
- 2 被害者等から依頼を受けて前項の申請を行おうとする者は、前項に規定するもののほか、有害 鳥獣捕獲等依頼書(様式第4号)を添付するものとする。

(従事者証の交付の申請)

第3条 省令第7条第7項の規定による申請は、従事者証交付申請書(様式第5号)により行うものとする。

(許可行為)

- 第4条 市長は、前2条の申請があったときは、法第9条第3項の規定により、その内容を審査し、 鳥獣の捕獲等の許可の可否について決定するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による許可の決定をしたときは、許可証(省令様式第一)及び腕章を交付 するものとする。
- 3 市長は、法人に対し第1項の規定による許可の決定をしたときは、従事者証(省令様式第二) 及び腕章を交付するとともに、次に掲げる事項について指導するものとする。
  - (1) 従事者が捕獲等を実施するときは、従事者証の携帯及び腕章の着用をすること。

- (2) 法人が捕獲等の実施について従事者へ行う指示は、鳥獣捕獲事業指示書(様式第6号)の 交付により行うこと。
- (3) 法人は、鳥獣捕獲従事者台帳(様式第7号)を備え付けること。

(許可証等の再交付の申請)

第5条 省令第7条第10項の規定による申請は、許可証等再交付申請書(様式第8号)により行う ものとする。

(許可証等の住所等変更の届出)

- 第6条 省令第7条第11項及び第12項の規定による届出は、許可証等に係る住所等変更届出書(様式第9号)により行うものとする。
- 2 前項に規定する届出をしようとする者は、省令第7条第11項の規定による届出の場合にあって は同項の許可証を、同条第12項の規定による届出の場合にあっては同項の従事者証を市長に提出 し、変更に係る事項の記載を受けなければならない。

(許可証等の亡失の届出)

第7条 省令第7条第13項及び第14項の規定による届出は、許可証等亡失届出書(様式第10号)により行うものとする。

(鳥獣の捕獲等の結果の報告)

第8条 法第9条第13項の規定による報告は、有害鳥獣捕獲等実施報告書(様式第11号)により行うものとする。

(許可等に係る措置命令)

第9条 法第10条第1項及び第2項の措置命令は、措置命令書(様式第12号)により行うものとする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

滝沢市長 様

#### 鳥獣の捕獲等許可申請書

	年	月	日
(郵便番号 )			
住 所			
職業			
ふりがな 氏 名			
(記名押印又は署名)			
[法人にあっては、名] 称及び代表者の氏名]			
生年月日 年	月		日

鳥獣の捕獲等の許可を受けたいので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法 律第9条第2項の規定に基づき、次のとおり申請します。

電話番号

捕獲等を行う	鳥獣の種	類及び数	量							
捕獲等	· の	目	的							
捕 獲	等	期	間		年	月	日から	年	月	日まで
捕 獲 等	· の	区	域							
捕 獲 等	· の	方	法							
捕獲等を	した後	の処	置							
学術研究を目的 ては、研究の基			50							
鳥獣の保護及び 化に関する法律 第7号に掲げる 止区域、特定猟 区において捕獲 とする場合にあ 置、名称及び理 認の有無	施行規則第 場所、特別 具使用制限 等又は採取 っては、そ	第7条第 定猟具使用 限区域又に 対等をし。 その場所の	項禁猟う位							
	種類》	及び番	뮷			第		号		
狩猟免許を受 けている場合	免 許 を 都道府									
	交 付	年 月	日	4	年	月	日			
銃器を使用す	猟銃・ 許可証	空気銃戸 番号	持	3	第		号			
る場合	交 付	年 月	日	4	年	月	日			
備			考							

注 申請書には捕獲等を使用とする場所を明らかにした図面及び銃器以外の方法を用いて 捕獲等をしようとする場合は方法を明らかにした図面を添付すること。

# 被害状況調書

被害地域	
捕獲等又は卵の採取等 をしようとする鳥獣の 種類及び数量	
被 害 の 対 象 (農作物名又は種類)	
被害の態様(状況)	
被害の程度 (減収量又は被害額等)	

- 注 1 被害状況写真を添付すること。
  - 2 被害等の発生予察による申請の場合は、過去3年間の状況を記載すること。

# 様式第3号(第2条関係) 様式第3号(第2条関係)

# 有害鳥獣捕獲等実施計画書

1 実施の周知等広報計画

2 実施日時等

2	実施日時等		
	日 時	場所 (区域)	実施責任者 (隊 長)
l			

- (注) 1 実施区域の図面を添付すること。
  - 2 計画を変更するときは、その都度変更計画書を滝沢市長に提出し承認を得ること。

# 様式第4号(第2条関係) 様式第4号(第2条関係)

有害鳥獣捕獲等依頼書

年 月 日

(被依頼者) 様

> 住 所 職業 氏 名

> > (記名押印又は署名)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第2項の規定による有害鳥 獣捕獲等を次のとおり依頼します。

	住	所	
被依頼者	職	業	
恢怅积有	氏	名	
	生年	月日	
捕獲等を依頼する鳥獣 の種類及び数量		鳥獣	
区域又は場所			
期間			
被害の対象 (農作物名		類)	
被害の態様 (状況)		)	
被害の程度 (減収量又は被害額等)		害額	
依頼する理	由		

(注) 被害状況写真を添付すること。

#### 従事者証交付申請書

年 月 日

滝沢市長 様

(郵便番号 ) 住 所 (法人にあっては、名) 称及び代表者の氏名 ふりがな 氏 名 (記名押印又は署名) 電話番号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項の規定に基づき、 鳥獣の捕獲等の許可に係る従事者証の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

捕獲等又は拡	変形	番	号							
等に係る許可		交付年	-		年	月	日			
捕獲等に従	事す	<sup>-</sup> る者の住	所、職業	、氏名、	生年月日	等				
				狩猟免	色許を受けてい	いる場合	銃器を	と使用する場	合	
住所	職業	氏名	生年月日	種類及び番号	免許を与え た都道府県 知事名	交 付 年月日	所持許可 証番号	交 付 年月日	銃砲の 種類	備考
			年月日			年月日		年月日		
			年月日			年月日		年月日		
			年月日			年月日		年月日		
			年月日			年月日		年月日		
			年月日			年月日		年月日		
			年月日			年月日		年月日		
			年月日			年月日		年月日		
			年月日			年月日		年月日		

- 注1 鳥獣捕獲等許可申請書と同時に提出する場合は、「捕獲等に係る許可証」の「番号」及び「交付年月日」の欄には、記載しない。
  - 2 従事者が複数で申請する場合にあっては、従事者全員について別紙を添付すること。

従事者名簿

be a. H. H. H. M.										
				豹	『猟免許を受けてい	る場合	銃器			
住所	職業	氏名	生年月日	種類及	免許を与えた都		所持許可証番号	交 付	銃砲の	備考
				び番号	道府県知事名	年月日		年月日	種類	
			年月日			年月日		年月日		
			年月日			年月日		年月日		
			年月日			年月日		年月日		
			年月日			年月日		年月日		
			年月日			年月日		年月日		
			年月日			年月日		年月日		
			年月日			年月日		年月日		
			年月日			年月日		年月日		
			年月日			年月日		年月日		
			年月日			年月日		年月日		
			年月日			年月日		年月日		
			年月日			年月日		年月日		
			年月日			年月日		年月日		
			年月日			年月日		年月日		

(表)

# **様式第6号** (第4条関係) <sup>様式第6号</sup> (第4条関係)

第 号	
70	交付年月日
	年 月 日
	鳥獣捕獲事業指示書
	法 人 名 法人の代表者氏名
従事者氏名	に対する指示内容
捕獲等の期間	
捕獲等の方法	
捕獲等の区域	
捕獲等をする鳥	
捕獲等をする鳥 獣の種類及び割	
獣の種類及び割	

鳥 獣 捕 獲 等 報 告 欄

(裏)

捕獲等した場所	鳥獣等の種類	捕獲等した数量	処置の概要

#### 注 意 事 項

- 1 鳥獣捕獲等に従事する際には、本指示書を必ず携帯すること。
- 2 従事者は、法人に対し、適宜鳥獣捕獲等の状況について報告 し、その指示を受けること。
- 3 指示された捕獲等の期間満了後は、速やかに法人に対し、必要 事項を記載のうえ返納すること。

# **様式第7号**(第4条関係) <sup>様式第7号</sup>(第4条関係)

# 鳥獣捕獲等従事者台帳

	河南油及竹灰ず石口灰													
従事者に関する事項							指 示 事 項			捕獲等の報告				
经业本际	従事者証の							捕獲等の	捕獲等の	地郷かの	捕獲等をす る鳥獣の種	捕獲等し	捕獲等した鳥獣の	処置の概
		住	所	職業	氏	名	生年月日							
番 号	有効期限							期間	方法	区域	類及び割当	た場所	種類及び	要
											数量		数量	

# 様式第8号(第5条関係)

様式第8号(第5条関係)

### 許可証等再交付申請書

年 月 日

滝沢市長

申請者 住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名)

職業

生年月日

電話番号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第9項の規定により、 □許可証(鳥獣の捕獲等)

を亡失(滅失)したので、次のとおり申請します。

### □従事者証

	種類	枚数
許可証等の種類	許可証(鳥獣の捕獲等)	枚
	従事者証	枚
許可証等の番号		
交付年月日		
亡失(滅失)した年月日		
亡失(滅失)した事情		

### 様式第9号(第6条関係)

様式第9号(第6条関係)

許可証等に係る住所等変更届出書

年 月 日

滝沢市長

申請者 住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名)

職業

生年月日

電話番号

許可証等の住所等を変更したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法 □第7条11項

律施行規則

の規定により、届け出ます。

□第7条12項

<b>片</b> 部 (部左軸)	新							
住所 (所在地)	旧							
氏名(名称又は	新							
代表者の氏名)	旧							
変更の年月日		4	年	月	Ħ			
交付を受けた許 の種類の番号	可証等	□許可証 □従事者証	第第	号 号	交付 交付	年年	月 月	日 日

- 1 届出に当たっては、変更に係る許可証等を提示すること。
- 2 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第12項の規定 による届出の場合にあっては、「住所」欄及び「氏名」欄には当該変更に係る従事者証 に記載された者の住所又は氏名を記載すること。

# 様式第10号(第7条関係) 様式第10号(第7条関係)

許可証等亡失届出書

年 月 日

滝沢市長

申請者 住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名)

職業

生年月日

電話番号

許可証等を亡失したので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行 □第7条14項

規則

の規定により、届け出ます。

□第7条15項

許可証等の種類	許可証 (鳥獣の捕獲等) 従事者証				
許可証等の番号		第	号		
交付年月日	年	月	日		
亡失年月日	年	月	日		
亡失の事情					

様式第11号 (第8条関係) 様式第11号 (第8条関係)

# 有害鳥獣捕獲等実施報告書

年 月 日

滝沢市長 様

申請者 住所 氏名

> (法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名)

職業

生年月日

電話番号

年 月 日付けで許可のあった有害鳥獣捕獲等を実施したので次のとおり 報告します。

実施期間					
実施場所(区)	域				
従事者氏名	番号	捕獲した鳥獣の種類別員数 種類			処置の概要
備考					

注 捕獲数が有害鳥獣捕獲等実施計画書8割に満たない場合は、その理由を備考欄に記載 すること。

#### 措置命令書

年 月 日

様

#### 滝沢市長

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第10条第1項及び同条第2項の 規定により、次のとおり命ずる。

措置命令を受ける者の住所 及び氏名(法人にあっては	住所						
主たる事業所の所在地、名 所及び代表者の氏名)	氏名						
措置命令を受けることとな った事由又は許可							
措置命令の内容							
措置命令の期間	至	F 月	から	年	月	日まで	

#### (教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起 算して3か月以内に、滝沢市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、滝沢市を被告として(訴訟において滝沢市を代表する者は滝沢市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査 請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求を することや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由 があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対す る裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をするこ とや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。